

一部負担金減免等の制度について

■ 制度の内容

平成23年4月1日から災害などの特別な理由により、一時的に生活が苦しく、医療費の支払いが困難なとき、申請をして受理されると医療機関の窓口での支払いが猶予または軽減されます。

■ 対象者

1. 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、もしくは障がい者となり又は資産に重大な損害を受けたとき。
2. 干ばつ、冷害又は凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により、収入が著しく減少したとき。
3. 事業又は業務の休廃止、失業等により、収入が著しく減少したとき。
4. 前3号に類する理由があると町長が認めたとき。

■ 減免等の種類・基準等

減免等の種別		基準
徴収猶予	支払いを6ヶ月猶予します	猶予期間中(6ヶ月)に確実に納付できるとき
免除	医療機関の窓口での支払いはありません	世帯の実収入月額<生活保護の基準生活費+35,400円の場合
減額	2~8割減額	生活保護の基準生活費+35,400円 \leq 世帯の実収入月額 \leq 生活保護の基準生活費+80,100円世帯の場合

■ 適用除外

- ・国民健康保険税の滞納があるとき。ただし、分納誓約等で誠意をもって履行している場合は適用します。
- ・利用可能な資産を活用していないとき。

■ 申請の方法

制度についての詳細や、申請に必要な書類については下記窓口までお問い合わせください。